

中小企業等省エネ設備導入支援事業実施要領

1 事業の概要	P 1
(1)目的	P 1
(2)本事業における用語の定義	P 1
(3)補助対象者	P 1
(4)補助対象設備	P 2
(5)補助対象事業	P 2
(6)補助対象経費	P 3
(7)補助率及び補助上限額	P 3
2 申請・変更・報告・請求の手続き	P 3
(1)交付申請時の提出書類	P 3
(2)変更申請時の提出書類	P 4
(3)事業実績報告時の提出書類	P 4
(4)補助金交付請求時の提出書類	P 4
3 提出期限	P 4
4 提出先	P 4
5 立入検査の実施	P 4
6 問い合わせ先	P 5

1 事業の概要

(1)目的

本事業は、物価高騰の影響により厳しい経営状況にある中小企業等を支援するため、省エネ設備への更新に要する経費の一部を助成することでエネルギーコストの負担軽減とカーボンニュートラルの取り組みを支援することを目的とする。

(2)本事業における用語の定義

ア 中小企業者等

(ア) 会社及び個人

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号に規定する会社及び個人をいう。具体的には以下に該当するもの。

業 種		資 本 金	従 業 員
製造業等		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
特 例	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

(イ) 組合

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定する組合及び連合会をいう。

例：企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合等

イ 事業所

本市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(3) 補助対象者

本市内に事業所を有する中小企業者等とする。

※ただし、次に該当するものは補助対象者としない。

- ・市税及び納入義務があるものを滞納しているもの
- ・暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

- ・暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・補助金の交付を受けようとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている者
- ・その他市長が適当でないと認める者

(4) 補助対象設備

補助対象設備は、本市内の事業所に設置され補助対象者の事業の用に供される設備であって、下表に掲げるもの。

省エネ診断士の結果報告書に基づき導入されることで省エネ化を図れると市が判断できるもの。

品目区分		省エネ基準目標年度	省エネ基準
LED照明器具		照明器具：2020年度	省エネ基準 達成率 100%以上
エアコン	家庭用	壁掛型：2027 年度 壁掛型以外、マルチタイプ：2029年度	
	業務用	2015年度	
冷凍庫・冷蔵庫	家庭用	2021年度	
	業務用	ショーケース：2020 年度 ショーケース以外：2016年度	

※LED照明器具については、固有エネルギー消費効率が次の条件を満たす場合でも対象とする。

（光源色が昼光色・昼白色・白色の場合）100ルーメン／w以上

（光源色が温白色・電球色の場合）50 ルーメン／w以上

※照明器具や電球（LED ランプ）のみの交換等、工事委託費を伴わない場合は対象とならない。

(5) 補助対象事業

本市内の事業所において、既存設備を補助対象設備に更新するものであって、全ての設備の設置及び業者への支払いを令和7年12月31日までに完了させた上で令和8年1月30日までに事業実績報告書を提出することができる事業とする。

【注意事項】

- ・交付決定前に当該設備の導入に係る契約、発注、着手金の支払等を行った場合は対象としない。
- ・他の補助金の交付を受けている又は受ける見込みがある場合は対象としない。
- ・設備の新設は対象としない。（診断士の報告書に基づく場合を除く）

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、下表のとおりとする。ただし、補助対象設備の所有権が補助対象者に帰属しない場合（リースなど）は対象外とする。

補助対象経費	補助対象設備、更新に必要不可欠な付属設備の購入に係るもの 補助対象設備の設置や運搬（配送）、撤去に係る作業費用等
対象外経費	既存設備の処分費用、冷媒ガス回収破壊費用、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工した場合の工事費用、事業の用に供さない設備に関する費用、租税公課（消費税及び地方消費税等）、振込手数料など

(7) 補助率及び補助上限額

補助率：5分の1

補助上限額：100万円／事業者

申請回数：1回／事業者

補助金額の算出は、補助対象経費に補助率を乗じたものとし、千円未満の端数が生じたときは切り捨てた額を補助金額とする。

2 申請・変更・報告・請求の手続き

(1) 交付申請時の提出書類

本補助金の交付を申請する場合は、以下の書類を提出すること。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 役員等名簿（法人等のみ）
 - ・ 法人の履歴事項全部証明書に記載のある取締役、監査役全員を記載すること。
- ③ 収支予算書
- ④ 誓約兼同意書
- ⑤ 事業所の所在地及び名義が確認できる書類
 - 例：固定資産課税明細書、不動産登記事項証明書、賃貸借契約書等
- ⑥ 市税及び国民健康保険税の完納証明書
- ⑦ 各種収納済証明書
- ⑧ 申請対象設備の内容
- ⑨ 見積書の写し
 - ・ 補助対象経費の詳細がわかるもの（費用一式は不可）
- ⑩ 導入設備の規格や型式及び製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ⑪ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑫ 定款（組合のみ）
- ⑬ 確定申告書（個人事業主のみ）

- ・ 令和 6 年分の青色申告決算書の写し（青色申告の場合）
- ・ 令和 6 年分収支内訳書の写し（白色申告の場合）
- ⑭省エネ診断結果報告書（省エネ診断士の診断に基づく設備導入の場合）

(2)変更申請時の提出書類

交付決定を受けた事業の内容を変更するときや、事業を中止・廃止するときは、事前に以下の書類を提出すること。変更等により補助対象経費に変更が生じた場合でも当初の交付決定金額以下とする。

- ①補助金等変更交付申請書
- ②変更収支予算書
- ③変更する内容が分かる工事見積書の写し
- ④導入設備の規格や型式及び製造番号等が分かるカタログ等の資料

(3)事業実績報告時の提出書類

- ①補助事業等実績報告書
- ②収支決算書
- ③工事請負契約書又は請求書の写し
- ④事業費全額の支払いを証する書類の写し
- ⑤更新前後の該当箇所の写真
 - ・ 写真台帳に写真を貼付すること。
 - ・ 個別設備の写真に加え、内観が見渡せる写真も貼付すること。
 - ・ 工事を伴う場合は、工事中の写真も貼付すること。

(4)補助金交付請求時の提出書類

- ① 補助金等請求書

3 提出期限

申請書：令和 7 年 9 月 30 日

実績報告及び交付請求：令和 8 年 1 月 30 日

4 提出先

商工観光課または各市民局産業振興係に申請書を持参又は郵送

5 立入検査の実施

本補助金の交付決定後、必要に応じて立入検査を実施する。（栄栗市補助金等交付規則第23条）

6 問い合わせ先

宍粟市役所産業部商工観光課

住所：宍粟市山崎町中広瀬133-6

電話：0790-63-3127

Mail：shoko-kk@city.shiso.lg.jp